

登録規定

第1条 本連盟に登録したチームは及び選手は、登録規定を遵守する。

第2条 社会人チームは、次の内容で編成する。

1. 選手の登録は、男女を問わない。
2. 監督を含む選手数は、10名以上とする。
3. チーム責任者は、原則として葛飾区内に居住する成人とする
4. チーム責任者・総監督・マネージャー・スコアラーは、選手として登録できる。
なお、ユニフォームを着用し背番号をつける。
5. マネージャー・スコアラーを選手として登録しない場合、ベンチに入れるのは各1名とする。
6. 背番号は監督30番・主将10番とし、選手は0番から99番までとする。
7. 二重登録は厳禁とし違反した場合、罰則規定がある。

本連盟に登録したチーム及び選手は、公益財団法人全日本軟式野球連盟の他地域（他支部）に登録できない。

第3条 前条の規定により、年度初めに登録した者は、チームが解散するか若しくは勤務地・居住地に異動があった場合に限り、他チームに異動を認める。

この場合、規約第13条に従い手続きをする。

1. 抹消登録＝勤務先・転居先等の異動で抹消を受ける選手は、所定の用紙に必要事項を記入の上、抹消登録を受ける。（チーム間の移籍を含む）
2. 追加登録等＝追加登録及び背番号の変更を希望する選手は、所定の用紙に必要事項を記入の上、追加登録及び背番号変更の承認を受ける。
なお、追加登録及び背番号の変更は1名につき300円を納める。（各大会5名以内とする。）
3. 抹消登録・追加登録は、各大会開始1週間前（日曜日のみ）までに連盟事務所で手続きをする。
なお、4月新規加入者は4月15日まで無料で追加登録・背番号の変更ができる。

第4条 新規に登録するチームは、加入金5,000円を納入しなければならない。

第5条 年度中にチーム名と責任者が同時に変更することは認められない。前第3条3項・前第4条は公式大会前まで連盟の所定の用紙で手続きをする。

第6条 この規定の改正は、理事会の議決を経て行う。

1. 平成25年2月23日 改正
2. 平成30年6月1日 改正
3. 平成31年1月26日 改正